

寫

六三

労働省発第第八号

長秋労働衛生委員会官制の件

長秋地方における労働衛生の向上は、労働者の健康を増進し、  
石炭の増産に寄與するところ甚大である。よつて別紙長秋労働  
衛生委員会官制案を提出する。

右案を附し。

昭和二十三年一月二十九日

供覧

秘書課長

事務官

恩賞樹  
人事樹

労働大臣 永田 義彦

労働省

厚生大臣 一松 定吉

内閣總理大臣 片山 哲 殿

この件關係主任官  
労働基準監督官 塚田 治作

炭鉱労働衛生委員会官制

第一條 炭鉱労働者の健康及び福祉を増進し、以て石炭の増産に資するため、並に炭鉱地方における労働衛生の向上に關する重要事項を調査審議するため、労働省並に北海道、福島、茨城、長崎、山口、福岡及び佐賀労働基準局に、炭鉱労働衛生委員会を置く。労働大臣は必要があると認めるときは、前項の都道府県労働基準局以外の都道府県労働基準局に、炭鉱労働衛生委員会を置くこととすることができる。

炭鉱労働衛生委員会は、労働大臣及び関係都道府県労働基準局長の諮問に應ずるの外、第一項に規定する事項に關して、關係行政廳に建議することができる。

第二條 炭鉱労働衛生委員会は、労働大臣の監督に屬し、労働省に置く。炭鉱労働衛生委員会は中央炭鉱労働衛生委員会、都道府県労働

基準局に置く。炭鉱労働衛生委員会は地方炭鉱労働衛生委員会という。

地方炭鉱労働衛生委員会には、當該都道府県労働基準局の名を冠する。

第三條 炭鉱労働衛生委員会の委員は、十三人以内とし、炭礦労働者を代表する者、炭礦經營者を代表する者、學識経験のある者及び關係各廳の官公吏の中から、中央炭鉱労働衛生委員会については當該都道府県労働大臣、地方炭礦労働衛生委員会については當該都道府県労働基準局長が、これを命じ又は委嘱する。

第四條 關係各廳の官公吏の中から命ぜられ又は委嘱された委員以外の炭鉱労働衛生委員会の委員の任期は、一年とする。

前項の委員が、衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなつた場合、炭鉱労働衛生委員会に出席することからさなくなつた場合又は炭鉱労働衛生委員会の決議による議事その他に關する定に反しは違反した場合には、前項の規定にかかわ

らす、任期中これを解職することかできる。但し委員が炭鉱労働衛生委員会の決議による議事その他に關する定にしはしは違反したことを理由として解職する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならぬ。

委員に缺員を生じた場合の補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 炭鉱労働衛生委員会に會長を置く。會長は學識経験のある者の中から委嘱された委員の中から、委員がこれを選挙する。會長は、會務を總理する。

會長に事故がある場合には、第一項の規定に進じて選舉された者が、會長の職務を代理する。

第六條 炭鉱労働衛生委員会は、會長がこれを招集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、會長の決するところによる。

炭鉱労働衛生委員会の會長は、労働大臣又は當該都道府縣労働

衛生局長の承があつた場合には、一週間以内に炭鉱労働衛生委員会を招集しなければならない。

第七條 中央炭鉱労働衛生委員会は、その議決によつて、専門委員会を設けることができる。

専門委員会は、中央炭鉱労働衛生委員会の所掌事項の中、特定の事項について調査審議し、その意見を中央炭鉱労働衛生委員会に提出するものとする。

専門委員会は、その任務を終了した場合は、中央炭鉱労働衛生委員会の議決によつてこれを廢止する。

専門委員会の専門委員は、労働大臣がこれを命じ、又は委嘱する。

第八條 炭鉱労働衛生委員会は幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、會長の同意を得て、關係各廳の官公吏の中から、労働大臣又は當該都道府縣労働衛生局長がこれを命じ、又は委嘱する。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。  
書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

厚生大臣 一松 定吉

商工大臣 水谷 長三郎

労働大臣 米 窪 滿 亮

内閣總理大臣 片 山 哲

閣議稟請理由

炭細地方における労働衛生の向上を図ることは、労働者の健康と福祉を増進し、労働の生産性を確保し、以て石炭の増産に寄與するところ頗る大なるものがある。炭細地方における労働衛生を強力に推進する方策を調査、審議、又は建議せしめるため、炭細労働衛生委員会を労働省及び関係都道府県労働基準局に、設置する必要がある。

裏面白紙